

令和7年度第1回郡山市公契約審議会 議事録

1 開催日等

日 時：令和8年2月18日（水）午後2時00分から午後3時10分
場 所：こども総合支援センター 2階 研修室

2 出席者

委 員：6名
事務局：10名（市長事務局6名、上下水道局4名）
傍聴人：なし

3 議事

（1）令和7年度郡山市公契約条例の施行状況等について

【契約管理係長】資料1に基づき説明

（2）労働環境報告書による報告内容について

【契約管理係長】資料2に基づき説明

（3）令和7年度郡山市公契約条例等に係るアンケートの実施結果について

【契約管理係長】資料3に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【松田委員】

資料3-1の4「条例に対する要望等について」の、今後、市に取り組んで欲しいことや改善して欲しいことなどはありますか。という質問について、【「ある」を選択した場合、その内容】の元請の欄で「郡山市を本社とする企業、組合のみの入札参加資格。」という要望が出ている。組合員からも、郡山市を本社とする企業、組合のみの入札参加資格というところに声はかなり上がっていることから、ここは郡山市にクローズアップして欲しい。

【伊藤会長】

郡山市では、営業所や支社なども同等に扱っているのか。

【契約検査課長】

業種によって若干入札参加資格要件が異なっている。建設工事に関しては、ほぼ市内に本店を有する事業者にしており、特殊な技術を必要とする場合には市外の事業者も参加可能とする場合もあるが、今年度については99%の案件で市内本店という条件で発注している。

一方、業務委託に関しては、市内本店または営業所があるという条件で発注するケースが多い。業種にもよるが市外に広げないことができる事業者が少なく、競争性の確保ができない場合があり、そういう部分が建設工事と違うところである。

【伊藤会長】

結局自治体によるため、その地域の事業者を保護するとか育成するとか、特に建設業の場合、災害が非常に頻発しているため、地元の企業を育成していかなくてはいけないということもある。そのため、なるべくその地域の中でというのが結構多い。そのことと競争性を担保するということはなかなか両立しにくいところではある。業務委託の場合はそういった災害等での建設業者、地元業者を支援しなくてはならないという観点では、建設業とは少し違うということだと推測している。

それに関連して、建設工事の入札制度というのは多くの場合は最低制限価格というのがあり、それより低い札を入れても失格ですよということになっている。ところが、業務委託は最低制限価格を決めていない場合が多い。県では最低制限価格を決めている業種が少ないが、適切な価格にしなくてはいけない、あるいは下請を守らなくてはならない、そういう理由の観点から最低制限価格という制度を業務委託にも導入しよう、という動きがあるが、今郡山市はどうなっているのか。

【契約検査課長】

郡山市の場合は業務委託、特にビルメンテナンス関係業務については人件費が中心になるため、最低制限価格を設定している。

【伊藤会長】

県は、人件費比率が高いような業務については、今までも最低制限価格を導入していたが、そうではないところはあまり導入していなかった。そのため、かなり金額が低いものも見受けられていたが、少しずつこれから改善しようということになっているようである。

入札制度の問題なので公契約の問題ではないのかもしれないが、要望としてはわかる。

【松田委員】

もう一つ言えることは、先程会長よりお話があったように、企業を保護する、育てるといふような、地産地消の部分がある一方、県を越えて取ったとかオープンになっているところがある。

郡山市に本店がある業者が請け負った場合、非常に責任を持ってやるという部分が精神的にというか、マインドがある。市外又は県をまたいで入札の参加資格を得て取った業者と比べて責任感や郡山市をきれいにしようという部分、その気持ちが非常にあると思っている。そのため、そのことを入札の設定をする方に意識として持って欲しい。

【伊藤会長】

公共工事は制限付一般競争入札で行っているのか。

【契約検査課長】

対象金額を定めて制限付一般競争入札としている。

【伊藤会長】

業務委託は一般競争入札か、それとも指名競争入札なのか。

【契約検査課長】

建設工事も業務委託も、現在では1,000万円以上というものを対象に制限付一般競争入札を行っている。今年の4月1日からは引き上げを行い、1,500万円以上を制限付一般競争入札、1,500万円未満が指名競争入札になる。

【伊藤会長】

自治体によって工事は、基本一定金額以上は一般競争入札、それ以外は指名競争入札、業務委託は最初から指名競争入札という自治体もある。そうすると、地域要件という部分では、指名競争入札で本店が市内にあるものを選んでいることになる。

(4) 令和8年度郡山市公契約条例等に係るアンケートの実施について

【契約管理係長】 資料4に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【佐藤委員】

資料4-1の3の「回答方法」について、原則電子回答、依頼文書にアンケート調査のQRコードとURLを記載となっているが、原則以外ではどのような方法を考えているのか。

【契約管理係長】

ウェブサイトアクセスし、そこから回答していただくというのを考えている。

【佐藤委員】

例えば、直接事業所をピックアップして、直接聞き取りをするというのは考えていないということなのか。

URL又はQRコードからという、高齢者の場合はできない方が多い、かつ、時間がない、面倒くさいというのもあるため、そういった意味で調査そのものに信憑性があるのか、公平性があるのかということを見ると、これだけに頼るのはちょっと頼りないなというような印象を持った。

【伊藤会長】

今のところ、この原則だけで行うということか。

【契約検査課長】

2年前までは紙でやっており、印刷したものを対象事業者に送付するという形でやっていたが、デジタル化という流れもあり、1年は併用で実施した。その際に、電子での回答もそれなりに出てきたため、現状としては電子に集約したということである。集計する側としても、非常に効率よく集計できるということもあり、現状では電子で回答してもらいたい形にしたいが、補完的な措置として回答率を高めるような方法を考えていきたいと思っている。

【伊藤会長】

多分、最初発足した当時は全部紙でやってきて、色々な要請と世の中の変化があってきてということだと思うが、一定数、電子が苦手な方もいると思うので、原則でいいと思う。例外的なものがたくさんあるわけではないと思うので、何らかの策を講じていくように検討して欲しい。

(5) 契約制度の改正について

【契約管理係長】資料5に基づき説明

(6) その他について

- ・委員から労働環境報告書の提出対象の今後の考え方について質問が出され、市側から、当面は現状の基準を継続する考えであることを説明した。
- ・また、工事契約における変更契約協議のあり方、制限付一般競争入札の参加者過多の状況等について、委員と市側で種々質疑が交わされた。